

トヨコ通信

2005年 5月号

ホームページ <http://www.sasada-toyoko.jp/>
e-mail sanbal@sasada-toyoko.jp

発行 : 日本共産党笹田トヨコ後援会
発行日 : 2005年 4月28日 第32号
連絡先 : 大垣市鳩部屋町41
日本共産党大垣市後援会
Tel 74-3449 Fax 73-8572

部内資料

5月3日は憲法の誕生日

5月3日は憲法の誕生日。戦後60年間、日本は一度も戦争の名の下で他国の人を殺してはいません。憲法の存在は空気と同じで、なくてはならないものだけ、日常的にはその存在を意識されていません。しかし、その平和憲法が危うくなっている今、9条の持つ意味を考えては見ませんか？

日本を代表する知識人・文化人9人の呼びかけに呼応して、全国で1280の「9条の会」が生まれています。大垣でも、西濃憲法集会実行委員会を中心にいち早く「9条の会おおがき」が立ち上がり、その後9mapなどユニークな活動が生まれています。

～若者中心に平和を考える

活発な取組み～

★「9条の会おおがき」から9mapが派生し、9条の思いを歌った“SMILE”をCD化して全国に発信。

★中高生が中心となった“ようこそ先輩”企画。大垣東高出身のフォトジャーナリスト久保田弘信さんの「平和課外授業」（2時間目）に80人参加。

★5月2日の国連本部で開催されるNPT（核不拡散条約）再検討会議に向けて、核兵器廃絶を要請する署名を持って興文中出身の中尾美絵さんがニューヨークへ出発。

世界の平和活動と交流するために

～中尾美絵～

5年に一度のNPT（核不拡散条約）再検討会議に出席します。ニューヨーク開催で、100万人が核兵器廃絶を訴えるものです。被爆60周年国際署名を国連に提出し、デモ行進もします。世界青年交流集会も楽しみです。日本から800名以上が参加しますが、岐阜県は私一人です。私は、1978年8月9日に大垣で生まれました。両親の平和活動を見て、私自身も参加するようになりました。皆さんに多くの経験を報告したいと思っています★

少人数学級というけれど、日新小「40人学級」、綾里小「38人学級」



岐阜県も今年からようやく「35人学級」がスタートしました。ところが「40人」の学級があると聞き、調べてみると日新小の1年生が「40人学級」、綾里小の1年生「38人学級」でした。（下表参照）

聞くところによると、「35人」を超えても1学級しかない場合は今まで通りとするとのこと。つまり20人以下の学級を作らない方針のようです。

ところが、日新小学校の2年生は「20人」、6年生は「21人」の学級になっており、最も必要としている新1年生は「40人」と、何とも矛盾した状態になっています。

また大垣市の制度「スイトっ子プラン」では30人を超える学級に対して4時間の非常勤講師が加配されます。しかし綾里小の1年生は「38人学級」ですが、加配されていないのはどうしてでしょうか？

学校	興文	東	西	南	北	日新	安井	宇留	静里
学級数	3	3	3	3	5	1	4	3	3
1学級の人数	32	34 35	27 28	24	29 30	40	31 32	32	30
学校	綾里	江東	川並	中川	小野	荒崎	赤坂	青基	
学級数	1	3	1	4	5	2	2	3	
1学級の人数	38	30	25	30 31	28 29	33	35 36	26	

～荒崎水害訴訟傍聴記～

佐藤信一さん「差別的治水対策の是正」を訴える

4月21日、荒崎水害訴訟第4回口頭弁論が岐阜地方裁判所で行われました。この日は佐藤信一さん（原告回副会長）が意見陳述に立ち、「島町は名前のとおり、大雨の時でも昔から水がつかないところだった。1970年に新築して住みはじめたが翌年には水害に遭い、以後14回の水害に悩まされてきた。2002年の7・10水害の後、107人で固定資産の減免申請を出して、ようやく水害常態地域として家屋の減免が認められた。しかし、家や土地を売りたいくても売れない実態があり、早く差別的な治水対策をやめて欲しい」と訴えました。

ほぼ満席の傍聴席から期せずして拍手が起こり、裁判長から「静粛に」という注意を受ける一幕もありましたが、地域の人々の心情が思わず表われた場面でした。その後、被告側より「大谷川の河川整備計画と実施」について、時間の経過に即して明らかにする「準備書面」が提出される予定でしたが、提出されずそのまま閉廷となりました。



意見陳述した佐藤信一さん

当日は、口頭弁論に先立ち、弁護士会館で横山弁護士から裁判の経過について説明がありました。原告側の訴えは、洗堰の存在を問題にしているのではなく「洗堰から越流した水によって生じた被害に対して、洗堰の設置者である県が適切な対応策をとってこなかった」と県の瑕疵を問題にしています。ところが、被告岐阜県側は「洗堰」とは認めず、「堤防の一部」と主張し、「大谷川は未改修河川であり、河川があふれても責任がない」という立場をとっています。これは、「未改修河川の場合、過渡的な安全性があればよい」という大東水害訴訟の不当判決を前提にした論立てで、「洗堰という工作物の安全性」を問題にしている原告側の論点とかみ合わないものです。

最後に、横山弁護士は前知事発言「大の虫・小の虫」論に触れ、「1000人の安全のために100人を犠牲にしてよいのか？」と疑問を投げかけました。

裁判を通して感じることは、荒崎という特定地域の犠牲の上に成り立っている治水対策を早期にやめることです。そして1日も早い抜本的な治水対策を打ち出すことが必要です。

笹田トヨ子

パンフ「荒崎水害訴訟はなにを求めているのか」を発行

原告回では、荒崎水害訴訟で何を訴えているのか少しでも理解してもらおうとパンフレットを作成しました。荒崎水害は一部の地域の問題ではなく、大垣地域全体の問題です。「荒崎水害」を知る中で、これからの治水のあり方について考える場にはいかがでしょうか。

1部100円、

連絡先：TEL 91-4722

（原告回事務局中原さん宅）



上石津町の産廃処分場のその後・・・イビデンより返事

イビデンの環境安全衛生保安の方から、上原の埋め立て地でサンプリングした最新の結果について報告がありました。埋め立てた廃棄物はカーバイトカスで、廃水はアルカリ性になっているため河川には放流できず、月2回廃棄物処理業者に依頼して処理をしているとのことでした。サンプリングの結果はPH 12.2（河川放流基準PH5.8～8.8）、その他有害金属や有機塩素系物質は検出されていませんでした。

ホームページが新しく変わりました

2年ほど続いている私のホームページを最近リニューアルしました。

特徴：

- ・分野別に過去の記事を収めることにしました。
 - ・リンクを多く活用し、できるだけ検索しやすいように心がけました。
 - ・新しい情報を最低一週間に一回はホームページに載せる予定です。
- 是非、アクセスしてください。

<http://www.sasada-toyoko.jp>

またホームページ改善のため、アドバイスやこうして欲しいという提案がありましたらご意見をお寄せください。よろしくお祈りします。